

平成23年度札幌市環境影響評価審議会

第3回部会

議 事 録

日 時 : 平成24年1月19日(木) 14時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 1～2号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人 北海道大学大学院工学研究院 准教授
佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授
西川 洋子 北海道立総合研究機構環境科学研究センター 主査
宮木 雅美 酪農学園大学環境システム学部地域環境学科 教授
吉田 恵介 札幌市立大学大学院デザイン研究科 教授
島田 明英 自然ウォッチングセンター代表

計 6名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和
札幌市環境共生推進担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 宮下 幸光

2 傍聴人

0名

3 報道機関

北海道通信社

1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 皆さんがおそろいになりましたので、始めたいと思います。

ただいまから、札幌市環境影響評価審議会部会を開催いたします。

司会を務めます環境共生推進担当課長の大江でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、高橋委員、竹中専門委員がご欠席をとっておりますけれども、出席委員数が過半数に達しておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日は、前回の部会に引き続きまして、事業者でありますみどりの推進部の方々にもご出席をいただいております。

2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の湯浅よりごあいさつを申し上げます。

○湯浅環境管理担当部長 委員の皆様、明けましておめでとうございます。

環境管理担当部長の湯浅でございます。今年も、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

委員の皆様には、昨年来、厚別山本公園造成事業準備書に関する審議会、部会にご参加をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

本日で、この部会も第3回目の開催を迎え、過去2回の審議のまとめとして熱心なご討議をお願い申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、本部会での審議が審議会全体での最終的な答申案作成に向けた基本となりますことから、委員の皆様におかれましては、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただけますようお願いを申し上げまして、大変簡単ではございますが、部会開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） では、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

一番上にありますのが次第でございます。次に、座席表、それから資料1としまして、第1回部会での委員からの質問事項等について事業者回答分ということで、こちらの方は前回の部会でもお出しした資料ですけれども、事業者回答の部分空欄でお出ししておりましたものです。今回は、この事業者回答の部分につきまして、みどりの推進部の方から説明をいただくことになっております。それから、資料2ですが、こちらの方は、事務局に対する質問の回答資料となっております。それから、資料3は、部会報告案ということで、これが今日のメインのテーマになる報告案となっております。それから、資料4としまして、これまでの部会での審議事項についての概要をご用意させていただいております。

以上ですけれども、お手元の方にもし漏れている資料などがあればご用意いたします。
大丈夫でしょうか。

なお、既にメールでお伝えしておりましたとおり、1月12日に予定しておりました公聴会ですけれども、公述人の応募がありませんでしたので、公聴会については中止となっております。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

佐藤部会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○佐藤部会長 それでは、議事を開始いたしたいと思います。

資料の順番に沿って進めたいと思いますので、まず、資料1について事業者の方から説明をお願いいたします。

○事業者（北原みどりの施設担当部長） みどりの施設担当部長の北原でございます。

説明に先立ちまして、一言、お話しさせていただきたいと思います。

この2回にわたる部会におきまして、皆様からいろいろなご意見、あるいはご指摘をいただきまして、私ども事業者としてしっかり受けとめなければいけないと改めて思っているところです。

いただいた意見等を踏まえて準備書を見ますと、やはり意を尽くせていないところ、あるいは足りないような要素もあるのかなと我々は改めて認識しているところです。そういったところについては、私どもも事業者として積極的に見直して、きちんとした評価書にしていきたいと考えておりますので、そういった趣旨も踏まえて資料1の説明をさせていただきたいと思います。

では、具体的なことにつきましては、担当の高杉から説明させます。

○事業者（高杉主査） では、資料1についてご説明させていただきます。

上から順番に説明をしてみたいと思います。

一番上の騒音は、佐藤部会長からのご指摘で、事業地の仮囲い柵についてのご指摘ですが、この柵につきましては補修を行って事業を進めることにいたします。記載表現については見直しを行い、評価書においては、ご指摘のとおり統一を図っていくようにしたいと思っております。

その下の埋め立て事業に際して騒音の予測を行っているかというご質問につきましては、確認をいたしましたところ、この埋め立て処分場整備当時に行った自主的な環境調査の予測項目の中には、埋め立て地の整備とか埋め立て事業の実施に伴う機械騒音という項目がなく、予測評価は行っていないことがわかりました。

次に、事後に一度は確認する必要があるというご指摘に対しましては、周辺的生活環境を悪化させないよう現地での測定、調査などの確認を行いながら事業を進めていくことを予定しております。また、この確認の状況などにつきましては、公園事業についての説明

機会とかインターネットの本市のページなどを通じて、市民の方にもお知らせしながら進めていけたらと考えております。

次の自動車騒音につきまして、目標設定の考え方はご指摘の内容を踏まえて評価書の作成に向けて整理してまいりたいと考えております。あわせて記載の誤りがあれば訂正してまいりたいと思います。

下から2番目の振動につきましては、評価書作成に向けてご指摘の内容を踏まえて表現方法を検討してまいりたいと考えております。

後日、ご質問がありました騒音の南側住宅への配慮につきまして、ご質問の条件では予測評価は行っておりませんので、確かにご指摘のとおり事業実施時には南側住宅への配慮も必要となると想定されますので、準備書に記載の条件と同じような予測方法で保全目標値を満足できることを確認する作業を行いたいと思います。

なお、詳細な分析は、ただいま行っているところです。概略的な分析において、こちらに添付しましたカラーの図面の下側、仮囲い50メートル新設と記載した位置に新たに設置することで保全目標値をクリアできることをおおむね確認しております。

資料1の表に戻りまして、裏面の時間帯別の騒音、振動ということで、こちらの表現につきましては、夜間は公園の工事は行わないという表現なども含めまして評価書作成に向けて記載内容を検討してまいりたいと思います。

水質に関するご質問のうち、1点目の処分場の水処理の一部分を下水道の処理施設で実施していることについて処分費用の考え方で確認をしましたところ、実際には処分場施設で応分の負担を行っているということでございました。

次に、雨水貯留池についてですが、事業地北側に雨水貯留池が設置されておまして、この貯留池敷地の上に降ってきた雨を一たんその場でとどめることで下流域へ雨が急激に出ていくことを抑制する目的で整備されております。今回の公園事業地を含めまして、実際にごみを埋め立てた場所の上に降った雨が貯留池に流れ込む形状にはなっておりません。

一番下の植物につきましては、前回の部会で資料を添付させていただいてご説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。

資料1については以上です。資料はございませんが、前回、第2回の部会で自然環境に対しましても準備書の記載内容についていろいろご意見をいただいたところです。特に、このご意見の中で動物生態系の予測評価の根拠の記載が不十分なものであり、特に周辺の生息環境が存在するから影響が軽微であるという説明の方法が根拠として疑問であるというご指摘も受けております。それらの内容を踏まえまして、評価書の作成に向けましては、我々事業者の予測評価の手法ということで、技術指針等を参考に8章の218ページ、219ページに予測手法を記載しておりますので、ここに立ち戻って影響の判断の根拠を明らかにして、それぞれの記載をしていきたいと考えております。

あわせて、準備書で言う第2章ですけれども、こちらにも事業内容及び環境影響の回避低減のための配慮事項を記載しております。第2回の部会でいろいろご意見をいただいた

ことを踏まえて、こちらの内容についても評価書に向けて点検、検討を進めていきたいと考えております。

また、実際に事業を進めるに当たりましては、先ほどの生活環境の騒音、振動についてというところと同様に、周辺の自然環境についても現地の状況の確認を行いながら進めていけたらと考えているところです。

以上でございます。

○佐藤部会長 どうもありがとうございました。

今の説明に関しまして、何かご質問とかご意見はありますか。

では、私から1点だけ確認したいのですが、表の上から3段目の事後調査に関連したことです。

今のご説明で、工事を進めながらいろいろ考えながらということでしたけれども、もちろん、供用後にも確認していただけるということですのでよろしいですね。

○事業者（高杉主査） 資料1にも工事中や供用後と記載させていただいておりますので、そういう方向で進めたいと思っております。

○佐藤部会長 では、その結果を公表していただけるということですね。

ありがとうございました。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長 それでは、次の資料に移りたいと思いますけれども、資料2について事務局からお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、私から説明をさせていただきます。資料2をごらんいただきたいと思います。

この質問内容ですが、村尾委員の方からは、現状で既に環境基準を上回っている場所で新たな事業を認めてよいのかどうか、それをどう扱うのかという考え方を共有しておいた方がいいのではないかという意見がございました。

それから、佐藤部会長の方からは、全体を見て札幌市内のいろいろな環境問題をどう考えていくかという立場の委員会はないのかというご質問がございました。

まず、資料2の環境基準または目標との整合性の評価に係る考え方ということで、これはアセスでの考え方ですが、環境省の技術検討会報告書が出ておまして、この中で下線部分を注目していただきたいのですが、「従来の考え方を払拭し、基準との整合が図られない場合は、それを明らかにすることが最も重要であることを認識する必要がある。」とあります。

ここの米印の「従来の考え方」は、その下に書いてありますけれども、簡単に言うと、あくまでも環境基準との整合を図ろうという考え方でございます。

次に、(2)の国土交通省が示している技術手法によりますと、これも下線部分に注目していただきますと、「この原則によれない場合」の「原則」は、上段に記載があります

とおり、自動車騒音の限度及び環境基準を超えないことの原則であります。それによれない場合は、「工事車両の運行に係る騒音が現況の騒音に対して与える影響の程度、及び回避又は低減に係る評価を総合的に勘案して、工事計画の妥当性を評価する。」と述べられています。

この二つをまとめますと、現状で既に基準を超えている場合につきましては、まず、事業の実施による現況に与える影響の程度をしっかりと明らかにすることとともに、工事の実施において、でき得る限りの環境保全措置を講じて、現況に対して追加的に与える影響を最小限にとどめる考え方であろうかと考えられます。

それから、裏面になりますけれども、こちらは東京都でのアセスの事例を二つほどご紹介させていただいたものです。事例1は、埋め立て事業に伴う騒音、事例2は、清掃工場の建てかえに伴う二酸化窒素で、いずれも現状が基準値を超えている例ですが、それに対する知事意見としては、いずれも、先ほどの考え方に沿った意見の内容になっているのではないかと思います。

次に、3の札幌市における主要幹線道路沿道における騒音対策です。札幌市においては、この図にあるとおり、こちらの環境白書から引用したのですが、図のような体系的な対策を講じるということとともに、庁内においては、関係部局から成る対策連絡会議がありまして、そこで騒音の調査結果や基準の達成状況、各部局の対策の実施状況などの情報交換を行っている現状でございます。

最後に、全体を見て、札幌市内のいろいろな環境問題をどう考えていくかという立場の委員会はないのかというご質問です。これにつきましては、札幌市環境審議会が別途ございます。この審議会では、環境基本計画やその他環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するという大きな役割を担っておりますので、環境審議会が全体を見て考えていくという立場に当たるものになると考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、今の点につきまして、何か質問やご意見はありませんでしょうか。

村尾委員、いかがでしょうか。

○村尾委員 こういうことで皆さんが共有しておければ結構かと思えます。

ただ、例えば、国土交通省の最後の「工事計画の妥当性を評価する」は、あくまでも全体のアセスメントに対する考え方であって、部会は単に淡々と、現況で環境基準を超えていると、それからこの事業によって加わるものはどの程度であるというような評価を私たちがきちんとしていけばいい話で、総合評価はこの部会の対象ではないと考えています。

○佐藤部会長 例えば、影響を最小にするということで、騒音でも0.2デシベルという話が出てきますけれども、実際問題としては四捨五入して1デシベルに満たない相当小さなものだということは理解しています。

そのほかに、先ほど村尾委員からお話のあった工事計画の妥当性までいかないまでも、

いろいろ配慮していることが重要になってくると思います。それを確認しましたが、工事に当たっては低騒音型の機械を極力使うようにするとか、近隣の人たちについては、公園に来るときには自転車で来れるように駐輪場を整備するといった配慮がなされているということで、単純な推定だけでなく、いろいろな方面から努力して影響を小さくしていくという記述があることはいいのではないかと考えております。

そのほか、何かご意見はありませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、資料2についてもこれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、これでみどりの推進課の方にはご退席いただくこととなります。昨年より審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

[事業者退室]

○佐藤部会長 それでは、資料3の部会報告書案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3につきましては、これまでの部会での審議をもとにしまして、事務局で作成した報告書の案でございます。

全体会議では、この報告書をもとに市長の答申書をまとめることとなります。

なお、事前に皆様には、この案をお送りして見ていただいておりますけれども、特にこの会議が始まるまでに皆さんの方から意見がございませんでしたので、今の内容については事前にお送りした内容から変更はございません。

また、資料4がございますけれども、こちらの方は部会での質問や意見の概要、それに対する報告書案の記載及び事業者の回答を環境の要素ごとに一覧にまとめたものでございます。こちらの資料も参考にしながら、報告書案の内容がこれでいいのかどうかを見ていただければと思います。

まず、一つ目について読み上げさせていただきます。

「1、建設機械の稼働に係る騒音について。

予測に使用した『最寄り住宅』の南側に連なる住宅のうち最も南寄りの住宅位置では、現状の仮囲い(遮音壁)の効果がほとんど期待できない。

このため、この住宅への騒音伝搬予測を行い、その結果に応じて遮音壁の延長等の環境保全措置を講ずること。」。これにつきましては、先ほど資料1の説明の中にもありましたように、佐藤部会長からの追加意見と、それに対する事業者の回答内容を勘案しまして、評価書へ反映することが必要な事項であろうということで取り上げております。

次に、二つ目です。

「2、自動車の走行に係る騒音について。

評価において、整合を図るべき保全目標値を『自動車騒音に係る要請限度』としているが、『環境基準』とすること。なお、付近住宅に配慮し、適切な類型を当てはめて評価を行うこと。

また、予測結果と現況騒音レベルの対比を行うこと。」。これにつきましても、資料1で説明がありましたけれども、部会での意見及び事業者の回答内容を勘案しまして、評価書へ反映することが必要な事項ということで取り上げたものでございます。

三つ目です。

「3、自動車の走行に係る振動について。

評価において、予測結果と現況振動レベルとの対比を行うこと。」。これについても、二つ目の事項と同様の理由で取り上げています。

四つ目です。

これは、騒音、振動に係る事後調査についての項目ですけれども、先ほど資料1の事業者説明の中で工事中及び供用後の測定と結果の公表を行うという説明がございました。この報告書の案自体は回答がある前に作成したものですので、この項目につきましてこの案のまま残すのか、それとも削除してもよいものかどうかについて検討していただければと思います。

裏面になります。

「5、鳥類について。

鳥類に関して、多くの種で事業地に集中して観察記録が見られており、また、関連地域については将来的に現状の環境が維持されることが保障されていない現況をふまえて、影響の予測評価を行うこと。」。これにつきましては、関連地域の環境が将来的に維持される保証がない中で、関連地域が主要な生息地であるから影響は軽微であるとしているため、関連地域の環境は将来的に維持される保証がないからという前提で予測評価するよう求めるものでございます。

六つ目です。

「6、両生類について。

エゾアカガエルは事業予定地の中にあるのり面下の側溝などにしか繁殖地を見出せない状況にある。このため、建設機械の稼働による影響について予測評価を行い、その結果に応じて、工事実施時期等の配慮を行うこと。」。これについては、繁殖の時期など一番肝心な時期に工事が行われると影響が大きいという意見を踏まえまして、工事の実施時期等に配慮するよう事業者に求めることとしたものであります。

七つ目です。

「7、水生昆虫類について。

事業予定地に隣接する山本川には土砂の流入に弱い水生昆虫類が生息している可能性が

あり、『建設機械の稼働等によって個体、個体群、生息地に及ぶ影響は軽微である』とは必ずしも言えないことから、建設機械の稼働による事業予定地からの土砂の流出防止等の配慮を行うこと。』。これについては、取り上げた理由は、ここに記載のとおりでございます。

八つ目です。

「8、生態系。

1) 事業予定地の草原環境は、それを利用する草原性の鳥類などにとって貴重な生息地になっており、それを保全することが重要である。

『建設機械の稼働による草原環境へ影響予測』において、『工事は4工区に区分し、さらに整備区分を分割して進めていくこと、工事が完了した部分から緑化を進めていくことで適宜動物の生息環境を復元する』としているが、事業地における草原性の動物の生息環境が復元されるような緑化の内容なのか、評価書に具体的に記載すること。

2) 『地形改変後の土地及び工作物の存在による草原環境への影響予測』において、公園造成により草原面積がかなり減少することから、『生態系への影響は軽微である』と結論づけることはできない。

したがって、草原環境に係る影響について再予測及び再評価を行うこと。』。

この二つにつきましては、事業実施地域を含めた一帯が植生の貴重性という点からは特に取り上げるべきものはない。外来植物主体の2次草原ではあるけれども、鳥類を初めとした草原性動物の生息地となっていることから、この事業を進めるに当たり、最も考慮すべきことは草原性動物相の生息地を極力維持することであるという意見を踏まえまして、評価書へ反映することが必要な事項として取り上げたものでございます。

なお、哺乳類に関し、赤松委員から寄せられた意見でありますエゾシカへの対応につきまして、前回の部会では保留となっていたかと思えます。そのやりとりにつきましては、資料4の2ページ目の動物(哺乳類)という欄に一連のやりとりを記載しております。

主な意見として、エゾシカに対する懸念はもつともであり、考慮しておく必要はあるけれども、他の動物との関係やこの事業だけでエゾシカが来ないようにすることは難しい問題なので、もう少し大きな場で考えた方がいいのではないかという意見、また、インパクトアセスメントとしては、事業の実施によって今までの生態系や人の生活などに悪影響が及ぶのではないかと懸念されることがあって初めて部会としての意見になると考えるという意見などを踏まえまして、一たんはエゾシカに関する意見はなしという形で作成したものです。これにつきましても、対応についてご審議いただければと思っております。

以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、順番に見ていきたいと思えます。

まず、1の建設機械の稼働に係る騒音についてということで、仮囲いの件です。

私としてはこれでよろしいと思えますけれども、ほかの方でもしご意見があればお願い

します。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、2番目の自動車の走行に係る騒音についてです。

これも、私としてはこれでよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、3番目です。

自動車の走行に係る振動について同様な問題ですけれども、これでよろしいのではないかと考えております。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、4番目の騒音・振動に係る事後調査についてです。

先ほど述べましたように、私としては、とにかく一度だけでも確認してほしいという趣旨で、確認した値を公表していただければと考えておりました。ここで、形式的な形で事後調査をきちんとやっていく必要はないと判断しました。もしそれでよろしければ、この4番目の項目はとっていただいても構わないと考えております。

ほかの方はどうでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは次に、自然環境系の項目ですけれども、5番目の鳥類についてはいかがでしょうか。

お願いします。

○宮木委員 この中で、影響の予測評価を行うこととか、再予測及び再評価を行うことは具体的にどういうことでしょうか。この報告書をまとめる前に調査するのですか、それとも、今までのデータからその評価をするということですか、どういうふうに違うのでしょうか。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) この報告書で指示しようとしていることは、今、準備書の段階ですけれども、これはあくまで評価書の前段階の案ですので、ここでのいろいろな最終的な市長からの意見書という形になりますが、それを踏まえてこれを変更して、そして最終的な図書である評価書に反映されることとなります。そこに反映していただくときに、これをどのように変えるかということで、この内容について、例えば影響の予測評価を行うことは、特に5番について言えば、先ほど来、話が出ておりますように、周辺地域が主要な生息地であるという認識というか、判断ですね。そうではなくて、そこは維持される保証がないという前提に基づいた予測、評価をし直してくださいという実質的な指示内容になるということです。

答えがずれていますか。

○佐藤部会長 これまで集めたデータももちろんあるでしょうけれども、必要に応じてま

た何か調べたりということもあり得るのかというご質問だったような気がします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 基本的には、今あるデータをもとにということもあると思いますけれども、もしどうしても事業者の方で追加の調査なり必要であると判断すれば、それも含めて予測評価することはあり得るかなと思います。

○佐藤部会長 よろしいでしょうか。

○宮木委員 たしか、この5番については、周りのデータが少ないのが問題だと言われていたのではなかったでしたか、違いますか。

○島田委員 周りのデータが少ないというよりは、多分、周りの比較する地域でも調べているけれども、その周辺では見られていなくて、この事業地域で観察記録が集中しているということですね。多分、調査自体は、比較地域とか事業地の周辺も含めてやっておられるのだというふうに、この前の回答などで考えておりました。そういうふうに周辺も含めて見た上で事業地に集中しているので、事業地の影響が軽微だというのは難しいのではないかと思います。

新たに調査をする必要があるかどうかは事業者の方でお考えになることだと思いますが、少なくとも、調査の結果から見たら、準備書に書かれているようなことを言うのは難しいということです。それをどういうふうに考え方として持っていかれるのかは、こちらで指示すべきことではなくて、やはり事業者側でこの後にまた考えていただくことだろうと思います。

○佐藤部会長 この件については、前回もここで話し合われたわけです。ですから、事業者としてもどういうことを言いたいのかということはもちろんわかっておられると思います。そういうことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長 では、次に6番目の両生類についてですけれども、いかがでしょうか。

○村尾委員 結局、これは私たちが議論した内容を答申することになるわけです。私は、もちろんこの部分の専門家ではないので皆さん方の判断を尊重することになるのですが、書き方として、今のところは影響の予測評価を行う、両生類はいろいろ配慮を行って事業を実施してくださいというような書き方になっております。そして、一番最後は、また再予測とか再評価を行うこととなっているのですが、その再予測とか再評価は鳥類で言えば今までこういうことを仮定して予測評価を行っていたけれども、その仮定を外してみてください、それで新たに予測評価をしてみてくださいというのだけれども、今あるデータでの再予測評価が本当に意味があって、環境保全に資することができるようなものになるのかどうかは、もう少し皆さんで話し合った方がいいと思います。今あるデータだけだったら、再評価をしても結局は余り変わらないということであれば、事業の実施に当たって専門家の意見をよく聞いて進めてくださいというような書き方もあると思います。この中には、専門家に相談しながら進めてくださいという表現が一つもないので、もしそういう方がいいのであれば、そういうご指摘をいただいて進められたいいのではないかと思います。

○島田委員 確かに、調査結果が同じで、それを改めて再予測評価をするということは、結局、言葉の遊びというか、どういう話の道筋をつけていくかというだけに終わってしまうのかなという危惧は非常にあります。その事業の実施に当たって、専門家の意見を十分に考慮してやってくださいということとともに、こちらでもう少し具体的に言ってもいいのかなという感じもしました。

先走りますけれども、生態系の草原性の鳥類や動物を保全することに関しましても、再予測、再評価というだけではなくて、もう少しこうした方がいいのではないかという具体的な公園づくりの内容に立ち入った書き方も少ししてもいいのかなという感じを受けております。

○西川委員 関連して、ここで再評価してくださいとか、軽微ではないと部会として答申した場合に、それがどういう形で生かされていくのでしょうか。事業の進め方に対して、これではいけないよと言っていることになりますね。ですから、事業の進め方を、もう一回、事業者の方で再検討することになるのでしょうか。どういうことで生かされるのがよくわからなかったのです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 難しいと思うのですが、基本的には、この事業を進めていく上での環境配慮をいかにするかということですので、そもそも、この審議会から意見を言うのも、環境に関して意見を述べるということですので。事業計画そのものは、当然、密接に環境配慮が関係あると思いますけれども、今の事業計画は基本設計の段階と聞いています。これから実施設計に移っていく段階ですので、実施設計をしていく中で、この審議会として述べる意見、環境配慮に必要な意見を事業者としていかに組み入れた内容で事業を進めていくかということになると思います。その部分については、特に強制力があって審議会を行っているものではなくて、あくまでも、事業者の判断の中で可能な範囲でどこまでやっていただけるかということになると思います。

もちろん、公共事業として行うわけですので、その辺の配慮は当然していただけるものと考えております。そのような進め方になるのかなと思います。

○島田委員 その辺が、最初からどこまでということが難しいと感じております。

先ほどの話に戻りますと、周辺で生息が保障されないということは、結局、この事業地で考えてくださいということだと思っております。影響の再予測評価を行ってくださいということだと思っております。

この事業地の中で生息環境が保全されるとか、生態系が保全されることを事業に当たって保障してくださいということだと思っております。そうすると、どういうものができるのか、どういうふうな使われ方がするかを抜きにして生態系が保全されるとか生息種が保全されるということが言えるのか。この事業がどうなるかを抜きにして、その予測評価ができるのかどうかは疑問です。

○佐藤部会長 騒音は、交通量を予測できればかなりの精度で予測できます。交通量はどの程度の精度かわからないですけれども。自然の方は、どういうものができるのだという

はっきりしたものが示されていないので、完成したときにどうなるかはわかりません。ですから、これがなければ正確な予測評価ができないというのは、私もずっとそう思っていました。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 課長の説明の繰り返しになるかもしれませんが、今は基本設計の段階です。基本設計ですから、その中でいろいろなご意見をいただいたものを実施設計の中に盛り込んでいくことです。先ほど、村尾委員がおっしゃっていたように、当然、今後進むのは実施設計ですから、実施設計に当たっては専門家の審議会の、最終的には市長意見となりましようけれども、市長意見を踏まえて専門家等に意見を反映した形で設計されていくと理解しております。そのために、具体的なものができる前に基本設計の段階で、たしか前任者の段階でしようけれども、資料を読み返してみたら、これの方法書のときにも実施設計をしてから出しては困りますよと、その前段階でこういったアセスとしての審議会としての意見を踏まえて具体的な計画の中に盛り込まれるようにという意見が、方法書の段階でもあったと記憶しております。

今回、こういった審議会での意見、それを踏まえた市長意見が実施設計の中で、いわゆる影響なしということはございませんので、可能な限り影響を低減するような方法で進めたいというふうになるのかなと理解しております。

以上です。

○佐藤部会長 例えば、答申を出します。その後は、実質的には部会とのやりとりはないわけです。個人的な専門の立場からこういうことを伝えていただきたいということは、向こうから何も言ってくなくても可能ですか。そうでなければ、大分疑問を持たれている方が要るので、私としては、もう少し具体的なことが伝わるように書いた方がいいのかなというような感じがしました。

今後、専門家としてももちろん相談を受けられる方もおられるでしょうけれども、ここにこう書いて出すものについて、もうちょっと具体的なこと、もうちょっと細かく書いた方がいいのではないかというご意見があるのは当然のような気もいたしますので、どうでしょうか。そういうことについてご意見をいただきたいと思います。

○吉田委員 私も生態系の専門家ではないですが、この答申を市長に上げて、その後に返事がどこからも来ない場合を考えると、言いつ放しです。一方通行で、こういう考え方で今後の計画を進めるということだと、具体的な実施設計の姿も見えないわけですから、留意点を具体的に述べることはできません。それが、今回の部会の役割ということだったらしょうがないかなというところがあります。

ですから、鳥類についても、両生類についても、配慮を行って、これから造成して、設計してくださいということで、一般的な話ですけれども、その後の事後評価の部分を良心に任せるのかということをチェックするものはないのですね。こういうぐあいには言ったのですが、市長は事業者として許可すると、その後はそれで終わりというのがこの評価ですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 実際の一連の手続の中で確認するとすれば、やはり事後調査をつけて、そうしますと評価書の中で事後調査計画をつけなければならない、その計画に従って事後調査を工事中あるいは供用開始後に行い、それを一般に公告縦覧を行うこととなります。今の条例の手続上では、その調査結果について審議会の方に報告するという手続はございませんけれども、皆さんご承知のとおり、滝野霊園の事例については、運用の中で、事後調査結果については審議会に報告いただいているということでの確認は可能になります。

もし、事後調査がないというケースを仮定すると、その場合には、今、おっしゃいましたとおり、審議会としてここで答申をしたことに対してどのように実行されたかということに関しては、基本的には事業者の自主的な対応にゆだねることになると思います。

○吉田委員 そうすると、自主的ということで、文面に書くこともできないということですか、それはできるのですか。事後評価の公表なり対応はどうだということを、後で一般市民にも公表しなさいとか、ただ配慮することだけは一方通行ですから、例えば将来的にはこういうことをやったかどうかを何らかの形で公表してくださいということを書くのは書き過ぎですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 事後調査については、当然、手続上も一般に公表しなければなりませんので、事後評価をやるということは公表まで含めてということになります。

○吉田委員 そういうことが前提だとすれば、やはりポイントを絞って、こういうことが心配なので、そこら辺は十分配慮するということを書くことは可能ですか。先ほどから具体的なところを少し書いた方がよろしいのではないかという話もありましたね。もし、明確に今の段階で具体的にこの辺が見えないところがあるので、十分配慮することと書いて具体性を出した方がよくて、それが、変な話、的外れだったとしても書いておいた方がいいことを書けるのだったら書いておけばいいのではないかと思います。

○佐藤部会長 一方通行的に行ってしまうことは確かに不安ですね。

どうぞ。

○西川委員 今のお話を聞いていて、やはり自然環境に関しては事後調査が必要だなと思いました。それでないと、一方通行になってしまうだろうと思ったのです。

何度も何度も言っていますけれども、今回の自然環境については草原性動物の生息地を保全できるかどうかには絞られると思うのですが、どうも評価書などを見ていますと、自然環境について影響がある、なしを判断する基準が大体決まっていて、希少種がいるか、いないか、対象地域をその希少種がどのくらい利用しているのか。希少種の生息地としての代替地が近くにあるのかどうか、そういうことがクリアできれば影響は軽微であるという書き方になっているのかなと感じています。

今回の場所については、希少種は、鳥類はいるのでしょうけれども、植物はほとんどありません。しかし、草原性動物の生息地という意味で価値があるところです。ですから、

価値観といいますか、評価の基準が今までの希少種に絞られたものではなく、もうちょっと違う方面から評価しなければいけない場所、事業だと思います。そこが評価書を読んでいて非常に違和感のあるところです。

ですから、そこで事業が行われる過程も、行われた後もその環境が維持されるのかどうか、草原性動物の生息地はある程度維持されているのかどうかは、モニタリングをして事後調査、報告をしていただくのが必要かと思いました。

○佐藤部会長 事後調査は、条例の中できちんと決められたものがあって、かなり大変な手続を踏んでいくものらしいです。

私の場合は、先ほども言いましたが、騒音レベルをはかって確認してみてくださいくらいの気持ちだったのですが、ほかの項目で事後調査の話が出ていなかったものですから、一度だけでも予測通りになっているのか確認してもらいたいと思ったのです。条例に沿って事後評価を行うとすれば大分重みが違う話になってきます。事後調査をやるか、やらないか、そのあたりはどうでしょうか。何らかの形で結果を皆さんが知れるような形で公表していただければいいのか、あるいはきちんとやらなければいけないのかというあたりはいかがでしょうか。

滝野霊園も何度かやりましたけれども、あれが正しい形の事後調査の報告だそうです。ああいう形できちんと決められた書類をつくって用意して、きちんと手続をして、1回ずつやっていくという感じですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今、事後調査についてのお話になってきていますので、基本に立ち返りまして、事後調査についての市の条例上の取り扱いや定義、それから国の法律でどのような考え方であるのかを一たん私の方から整理してご説明させていただきます。よろしいでしょうか。

まず、市の条例においてどのように定義されているかですけれども、今、定義をそのまま読み上げます。

環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に当該環境の状況の把握のために行う調査ということです。わかるような、わからないような定義になっています。将来、一定の状況の発生を条件として一定の環境保全措置を講ずるということにした場合に、その発動条件が成り立つかどうか、その状況を把握するための調査という定義上の整理になっております。この考え方ですけれども、これは札幌としても、法の考え方に沿ったものとして扱っているものです。

もう少し具体的に、どういう場合に事後調査の必要性を検討するのかということについて、法に基づいて環境省が定めることになっている基本的事項があるのですけれども、これは、いろいろな事業の種類があるのですが、その事業の種類ごとに主務大臣、例えば発電所であれば経済産業大臣となりますが、その大臣が省令を出して、その中で、こういう種類の事業についてはこういう環境影響評価の方法でやりなさいというものが示されます。その中では、事後評価を行う場合として四つの例が示されています。そのうち、最も代表

的なものとしては選定項目にかかわる予測の不確実性が大きい場合に事後調査が必要かどうかを考えることになっています。

では、予測の不確実性がある場合には、何でもかんでも事後調査をすることかという、必ずしもそうではなくて、具体的な省令の中では、先ほど言った予測の不確実性が大きい場合も含めた四つの例に該当する場合で、なおかつ環境影響の度合いの程度が非常に著しい場合について事後調査を行うことにしましょう。影響の大きさというものをきちんと判断した上で、事後調査を行うことであります。ですから、不確実性の程度は具体的な基準はもちろんですけれども、どの程度大きいものか、あるいは環境影響の大きさがどの程度のものなのかも勘案した中で事後調査を行うかどうか判断をしましょうという考え方です。

一方、このような考え方ではなく、例えば東京都の例のように、予測したものについてはすべての項目について結果の確認のための調査を行うことが事後調査だという取り扱いをしています。全国的に見ますと、そういうところもあります。ただ、札幌市については、先ほど来お話ししているように、国の考えに沿った取り扱いという考え方でやっているということでございます。

これまで、札幌市の条例に基づいて事後調査を行った事例は、先ほどお話をしましたとおり、真駒内滝野霊園の事例1件だけです。これについては、幾つか項目があるのですけれども、主なものとしては自動車の走行による騒音とか、希少な植物の移植に伴う調査をやっています。前者については、墓参車両の台数も非常に不確実性が大きいとか、特にお盆時期には集中して影響が著しいということで、事後調査をするようにしています。

それから、後者の希少な植物の移植に関しては、もともと先ほど言った四つの例が示されていると申しましたけれども、その中にこういう代償措置についても事後調査の検討をすることになっています。この移植に関しては、移植後の活着とかきちんと生育をするのかどうかの不確実性があるということで、事後調査を継続して行っている状況でございます。

ですから、こういった考え方で札幌市としては今まで取り扱いを行ってきたことを踏まえて、今回のケースについてどういうふうに対応すべきかということについて、またご議論をいただければと思います。

○佐藤部会長 事後調査の正しいやり方を説明していただいたわけですが、いかがでしょうか。

今、いろいろな意見が出てまいりまして、具体的な記述をもう少しきちんと細かくした方がいいのではないかという話とか、これから進めていく上できちんと専門家の意見を聞きながら、確認しながらやっていってほしいという要望が出てきました。それでも、最終的には事後調査で、どのような形式であっても、きちんとできているのか、どうなっているのかを確認したいということです。こういうことを盛り込もうとすると、どういう表現にしたらいいいのかということになるのではないかと思います。

いずれにしても、このままではよろしくないという雰囲気です。ほかにご意見があればお願いします。

○島田委員 わからないのでご質問ですけれども、この評価書は、準備書ということで審議して、再度、正式な環境影響評価書が出るということですね。それは、環境影響評価審議会の方で審議される予定はないのですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 審議はないです。それが、一連の手続の中での最終図書です。

○島田委員 わかりました。

専門家の検討は、制度的にはここで終わりみたいなことになりますね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうですね。

この後、全体会議をやりまして、その後、市長へ意見書を出すという流れになっていきますけれども、それを受けとめてどのように最終的に評価書の中に反映させるかまでの時間は、特にいつまでという制限はございませんから、そここのところで、先ほどアドバイスをいただいたように、いろいろな分野の専門家の方に相談しながら評価書をまとめていくという作業になります。その部分では、例えば専門家の1人として皆様方、委員の方からアドバイスすることも可能だと思います。

○佐藤部会長 ですから、この審議会の委員としての立場から言う意見は、これで最後です。あとは、実際に事業を進めて実施設計を行う中で、個々の先生に相談されることはあるかもしれないということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。審議会としては、市長への答申を出すところで一たん役割は終わることになります。

○佐藤部会長 そして、結果的に出てくるものは、最終的な評価書ですから、それで終わりということです。どうしても言いたいことがあれば、今、この中に盛り込むしかないということですね。

○宮木委員 それでは、例えば8番の2)ですけれども、「『生態系への影響は軽微である』と結論づけることはできない」ということですから、軽微ではないという結論になるわけですね。そう答申されると思うのですけれども、どうすればいいかということで、計画では、あの地域は森をつくる形になっていますね。そういうところまでもう少し踏み込んで、やはり草原環境をそこで残すということを言っておかないと、草原が重要だということは反映されなくなってしまうおそれがあるのではないかと思うのです。ですから、事後調査も含めてどうするかということは大事だと思います。

○村尾委員 私も気になったのですが、言葉遣いの問題ですけれども、それぞれのご専門のお立場で、例えば7番は「軽微であるとは必ずしも言えない」という表現になっていて、8番は「軽微であると結論づけることはできない」です。恐らく、この8番の方が強い言い方になっているかと思うのです。この言い方が本当によろしいのかどうか、極めて強い言い方だなと最初読んだときに思ったということが一つです。

私の意見を述べますと、5番と8番の2)の影響について予測評価を行うで終わってしまうと、丸投げというか、何をやるのか自分たちもよくわからないし、もう一回やってねとここで終わってしまうのはぐあいが悪いので、6番のような予測評価を行って、その結果に応じて、先ほど言ったように専門家の意見を聞きながら事業の実施を行うことぐらいまで書いた方がいいというのが私の意見です。

それから、事後調査について、私も今まで幾つかやってきた中で、やはり植物の移植が一番多かったと思います。確かに、不確実性が非常に高く、やってみなければわからないというところですが、でも、逆に言うと、やって全く残らなかったらそれは失敗だねけれども、では、何%残ったら成功はだれもわからない話です。したがって、私から見ると、今、植物の方で事後調査は、特に、移植については、こんなところでやったらこんなものだったという資料集めをしているだけではないかと思うところがあります。

そこで、こういう環境影響評価の最後の考え方として、事業を行って非常に大きな環境影響が出たということになると、これは非常に困ることです。事後調査をしてだめでしたでは最悪な形なわけです。ですから、事後調査は何らかの指標があって、ここをクリアしなければいけないのだけれども、ものすごく不確実性が高いときに、もしかしたら有効かもしれないが、むしろ、そういった事後調査を行わなければいけないのではなくて、影響評価が出てこないような形に、私たち専門家グループとして意見を述べていくのが大事だと思います。私は、事後調査は余り好きではないです。

そういう意味で、事後調査をするのではなくて、求めるのではなくて、それはもちろん確認するという意味での市民に発表するといったものはあっても構わないかもしれないけれども、評価書の中で、先ほどおっしゃったような条例の中の手続としての事後調査は結構重たいものになってしまいます。しかも、それがうまくいったか、うまくいかないかという判断材料が、自然環境の場合はないわけです。そうではなくて、どんな点に注意しながら事業をきちんとやっていくための答申になるというのが適当ではないかと考えているところです。

○島田委員 事後調査については、先ほどの事務局のご説明を聞いても、イメージとしては非常にハードルが高く、希少な環境があったのが残されるかどうかを厳密に検証するような意味合いなのかなということで、この事業のように、特に希少な環境があつて残すというよりは、新たな環境をつくる場合に、今の制度的な事後調査がなじむものではないのかなというふうに聞きました。

もちろん、事後調査的にどうなるのだということをする必要は非常にあるのだろうと思いますけれども、多分、今、そういうものは制度的にはないということだろうとお話を伺いました。

ということになると、先ほどからお話が出ているように、これが最後の意見を述べる場であれば、ある程度、それが採用されるか、採用されないかということはまた別の話として、こういうふうにやったらいいのではないかと専門家の意見をなるべく書いて

おくということはいいことではないかと考えております。

○吉田委員 私も、基本的には具体的に書いた方がいいと思います。先ほど宮木委員がおっしゃられたように、最後には、保全するとか、保存するとか、そういったことを書いた方がよくて、例えば、6番目や7番目は生息環境を保全するというか、その辺を言うのだっただけは書き書いてもいいのではないかと思います。6番目も工事実施時期だけではなくて、水環境を総体として保全しなければいけません。埋め立てられては困るわけですから、そういうふうにして、こうしてほしいということを最後に書いた方が、8番も生態系ですが、草原環境の保全ということだったら、そのように明確に書いた方がいいのではないかと思います。そうすると、それをどこまでやるかということが事業者のやるべき仕事になると思います。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） 今回の吉田委員のご意見ですが、事務局としては保全ということ直接的にはなかなか使えないと思っております。というのは、低減を図る措置ということで、ある事業を行うことによって環境への影響を評価するのが環境影響評価審議会でございますので、完全に保全するのであれば、その事業をやめるという形になります。ですから、あくまでこの事業をやることによって影響を低減するような措置を何らかの方法で講じていただく、そういうふうな表現は当然盛り込めますし、そういうふうな表現になっていくべきではないかと思います。

○吉田委員 そうすると、先ほどの6番や7番のところでは、手法をこうやって書くことになるのでしょうか。6番も工事実施時期等となっていて、本当はほかにもあると思うのですが、こういう手法について配慮するということです。それから、7番だったら土砂の流出防止等ということで配慮するというふうに、手法を書くことになるのでしょうか。

○事務局（湯浅環境管理担当部長） そうですね。先ほど宮木委員がおっしゃられていましたように、第2回部会のご意見の中で一番大きかったのが、5番に書かれております関連地域（大）（小）があって、そちらにきちっと保全できる地域があるから軽微だと。それは、ここに書かれているように将来的な保障がないのだから、それなら軽微だということとは言えないでしょう。そして、先ほど宮木委員もおっしゃっていましたように、今回は50ヘクタールのうちの25ヘクタールぐらいが自然復元エリアという形で相当広大なエリアがございますので、その中で、草原性の環境がどういう形で残せていけるとか、あるいは貯留池もそんなに変わらない環境かと思っておりますので、そういったところを活用しながら低減の措置を講じていくことが具体的な話としては載ってくるのかなと事務局として考えております。

○佐藤部会長 5番以降の自然環境にかかわることは、前回、2回目で発言された方がおられると思うのですが、ここでまとめられたことで、どうもまだ十分に伝わっていない、もうちょっと具体的に伝えたいということがあれば、それに沿って少し修正していくことはもちろん可能ですので、そういう形で各項目についてももう少しこういうふうにした方がいいということを専門の立場から言っていただいて、これを修正するということがいかが

でしょうか。

○島田委員 具体的な修正ということではないのですが、全体の考え方として、先ほどからも出ているように、ここは草原性の生物群集が大切な場所だという考え方だと思うのです。その辺をはっきり書いておくこととともに、この評価書の方にも反映させた方がいいのではないかと思います。

具体的には、生態系の予測に当たって、草原性の鳥類群集と森林性の鳥類群集が予測対象種になっているのです。それから、具体的な鳥類の保全対象種についても、キビタキとかアカゲラといった森林性のものと草原性の種が両方とも入っていますし、水辺のものも入っています。これだけの面積で森林も草原も保全することは無理だと思います。それはどっちつかずになってしまいますので、まず、保全対象として草原性の鳥類に限らず、生物や生態系が保全対象としてここでは重要な位置を占めているということ、それに沿って保全対象の種や生態系の要素についても草原性のものを保全の対象とするという考え方でやった方がいいのではないかと思います。

最初のように周りにいろいろあるから大丈夫だという形だったら、草原も森も大丈夫という話になるのですけれども、関連地域のことを考えずにこの事業者だけで考えますと、25ヘクタールとか50ヘクタールといっても、例えば、鳥については非常に狭い地域なので、水辺も草原も森林も全部保全しますなんてことはとても無理ですので、重要性をもう少し絞り込んだづくり方、書き方をするといいかなという感じがします。

○佐藤部会長 今のようなご意見ですが、それに関連した専門の方々はいかがでしょう。

もし、細かく具体的に表現していくということであれば、今、この場でなくても、頭の中を少し整理されて、事務局とやりとりしながら答申の内容を修正していくということはもちろん可能だと思います。

○西川委員 草原性の生物の生息地を保全することを大前提とした事業の進め方ということになると、パークゴルフ場などいろいろなエリアがありますが、それ以外の部分もかなりの面積があるので、その部分については触らないとか、草原性の動物の生息環境が復元されるような緑化をすることになると思います。緑化をするのであれば、もともとは外来種ばかりだったところを在来種に置きかえていくことになると思うのですけれども、そういう場合に草原性の動物の生息地としてそこを緑化していくとか、再生していく、そういうことを書いていけばよいと思います。もう事業計画にあるパークゴルフ場の面積を少なくしなさいということは当然言えないと思うので、進め方としては、それ以外の部分は残しなさいということになると思います。やはり、緑化というところが非常に気になっていて、それがどういう形に緑化されるのかを具体的に記載することとあるのですけれども、事業者の方が退席されてしまったので聞けないのです。その中身もちょっと知りたいところではありました。

○島田委員 三つぐらいのエリアになっていて、多分、生態系の保全に関しては遷移と保全のエリアでしたか、一番北側の部分をどうするかということになってくるのかなと思

ます。それから、今お話があったように、それ以外の未利用地といいますか、例えば、のり面なども草原的環境を復元するとか、残していくということには重要な部分になるかと思えます。そういう細かいことを書くというか、話してどうなのかというところですね。

もっと言うと、例えば、そこを草原にしても、そこを人間が縦横に入り込んだら生物に対する影響は非常に大きくて、鳥も全然すめないことになりますから、例えば、遷移と保全のエリアにしても、どういうふうに緑化するかというか、どういうふうに復元していくかということとともに、どういう形で利用するか。そこでみんながキャッチボールをしているのでは遷移と保全には全然なりませんので、そういったこととか、例えば鳥の方で言うと、のり面なりそういう場所というのは必ず草刈りが入るのですが、ちょうど鳥のひなが出てくる6月末とかその辺に草刈りが入るのです。そうすると、結局、その年の繁殖はほとんど全滅状態になり、それが毎年繰り返されます。そうしたら、全然保全にはならないとか、いろいろ気になることはあるのです。そんなことまで書くのはとても難しいかもしれないけれども、そういうことがないと、ただ緑化すればいいということだけではなくて、どういうふうに緑化して、どういうふうに利用するかということがないと、保全ということにはつながらないのではないかと考えています。

○佐藤部会長 草原性が重要なので、それに十分配慮するように、考慮するよというこを仮に書いたとします。これから実際に具体的なものを設計していくなかで、例えば専門家の意見を参考にしながら検討しなさいということを書いたときに、それぞれの分野に専門の人がどれだけいるのか、私は自分の分野以外はわからないのですけれども、かなり信頼性のあることになるかと理解していいのでしょうか。その分野によって、北海道にどれだけの人がいるのか、私はわかりません。

○西川委員 ちょっと加えさせていただくと、8番の(2)ですが、再予測及び再評価を行うということはまずやっていただきたいのです。それは、価値観を変えるという意味と、この基準で大事とされることをきちっと評価しなければいけないので、この公園をつくることによって、もともとあった生態系への影響は軽微ではありませんということをはっきり言っていただいて、その上で、残された部分、手をつけなくてもよい部分については極力残す努力をするという書き方にさせていただいた方が、今後の公園のあり方までを考えたときにはよいのかなと思います。

多分、今までいろいろな事業があった場合に、影響が軽微であるということで、ほとんどがクリアされてきたと思うのですけれども、そうではない、軽微ではないということをはっきりいってほしいところはいただいて、その中で、少しでも軽微に近づけるようにどういう努力をするのかということが事業者の責任かなと思います。

○佐藤部会長 いろいろご意見をいただきましたけれども、全体のお話を伺っていると、やはり、もう少し表現を変えて、この委員会の中の専門家という立場からもう少し具体的に、直接的な表現で記述した方がよろしいという形かと思いますが、そんなことでいいでしょうか。

もちろん、少し時間をいただいて、これから事務局の方に具体的に、それぞれの専門にかかわるところを中心に意見を言っていて、これをもとに修正したものをそれぞれ見ていただくという手続になると思いますが、答申する前にこれで部会としていいなというところまで進めるということです。

今のお話を聞いていますと、それが一番いいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

ところで、先ほど途中で話が変わってしまいましたが、5番、6番、7番、8番があちに行ったりこちに行ったりしましたけれども、それぞれについては今のよう形で全体的に共通の問題があるということでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今、部会長がおっしゃったように、これからまた事務局の方で修正作業をさせていただきたいと思いますが、もし希望させていただくとすれば、なるべく具体的なことを書き込んだ方がいいというお話がありました。ですから、この場でなくて後日でいいのですが、我々も、言ってみれば専門家ではありませんので、こういう具体的なものを書くといいのではないかとすることがもしあれば、この場でのアドバイスは難しいということですので、メール等でいただければ、それを参考にさせていただきたいと思います。

○佐藤部会長 先ほど、幾つかは述べられていると思いますが、もうちょっと具体的に整理していただいて、意見を入れていただくということでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長 それから、赤松委員からのエゾシカの件ですが、先ほども事務局から説明がありましたけれども、これについてはどのようにお考えになるでしょうか。

今の事業をやろうとしているところにエゾシカ対策を何か直接やりなさいということですが、私としては、もうちょっと広がりのある中で、札幌全体とか、そういうことで考えるべき問題のような気もするのです。もちろん、一つ一つやっていかなければ最終的な解決にならないかもしれませんが、突然、この事業についてこれをやれというのはどうかなという印象です。

ご意見があればお願いします。

○宮木委員 市として、市街地に出てきたシカに対してどう対応するか、クマに対してはどうするかということがありますね。そういう基準で言えば、ああいう公園に入ってきたシカはどのような対応をしようということなのでしょう。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 市としてそういう基準があるかといえば、今のところはございません。どういう対応をするかという決まったものは、今のところはないのが現実です。市街地に出てくるクマなどは、昨年も非常に話題になりましたが、クマに関しては、庁内の連絡調整会議があり、具体的に出てきた場合に対応するような体制が現在もありますけれども、それでは不十分だということも多々言われております。そういう認識のもとに、順次、組織づくりをしていこうと今は考えております。

シカについては、今のところ、札幌市で具体的にそういう体制が組まれている状況ではありませんが、基本的には、追い払いという対応でやっていかざるを得ないのが今のところです。もちろん、大きな課題だという認識は十分にありまして、クマ対策、シカ対策、大きく言えば野生鳥獣とのつき合い方をこれからどういうふうに考えていくかということとは大きな課題だと思っています。それについては、市全体して基本的な考え方を整理した上で、目の前に出てきたものに対してどういう対処ができるのか、するのかということも含めて、これから具体的な対策を市として考えていこうと、そういう段階です。

○佐藤部会長　ということで、この問題は、この事業そのものについて直接何かやりなさいということではないという扱いでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤部会長　わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、先ほど、メールでいろいろなご意見をとは言ったものの、時間が余りないですね。2月23日が次の全体会議ですから、余り時間がないので、ゆっくり考えていただいてという話ではないですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　はい。

○佐藤部会長　では、期限を切って、いつまでにということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　とりあえず、鋭意、本日いただいた意見を踏まえて、この案の修正作業を事務局の方で急いで行いたいと思います。

きょう終わった後でも、何か追加のアドバイス等をいただければ、それを踏まえてまた修正作業をさせていただきたいと思います。

いつまでに最初の修正案を送れるかという具体的な時期は、今のところはちょっと難しいですが、できる限り急いで、最初の修正案を皆さんにお送りして、それに対して意見をいただいてということを繰り返して、最終的なものにしていき、それを全体会に上げるということで作業を進めていきたいと思います。

○佐藤部会長　では、これからもあるかもしれませんが、きょう出されたいろいろな意見の内容を中心にして修正案をつくっていただいて、これを皆さんに見ていただいて、どこか直すところがあれば直すということで進めていくということでよろしいですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長）　はい。お願いいたします。

○佐藤部会長　もうちょっと時間があります。今の時点でご発言していただいた方がまとめる方としても助かると思いますので、もし何かあればお願いします。

○島田委員　またメールでやりとりするということはあるかと思いますが、とりあえず、私が今言ったこと、考えたことをまとめておきたいと思います。

まず一つは、草原環境がここで保全対象として重要だということになると思います。それに伴って、先ほど言ったように、評価書の中で取り上げる対象種、対象とする生態系の要素も草原環境を代表するようなものを取り上げて、予測をするのが望ましいのではないかとということが1点です。

事業に当たっては、草原環境を復元するというか、なるべく保全できるような計画とすることが望ましいということです。

それから、先ほど言ったように、ここでは取り上げられていないのですが、保全に当たって、利用者がどういうふうに入り込むとか、どのような管理が行われるかという人為的なことが非常に影響が大きいと思うので、そういったファクターも入れて保全されるかどうかの予測をしていただきたいというのが私の要望です。

以上です。

○佐藤部会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 それでは、思い浮かんだ時点でなるべく早く事務局の方に意見を述べていただいて、何度かやりとりをするということにさせていただきたいと思います。

よろしいですね。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤部会長 では、きょうの予定の内容が一通り終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 佐藤部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様も、長時間ご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

今後の作業ですけれども、今お話がありましたように、事務局の方で鋭意修正したものをつくりまして、皆さんにお送りいたします。それに対してご意見をいただいて、何回かそれを繰り返すという形で最終案をつくりたいと思っております。

次回ですが、全体の審議会ということになります。改めてご案内いたしますけれども、2月23日木曜日の午後を予定しております。1カ月ちょっとという間隔になりますが、こちらの方で部会からの会長への審議結果の報告を行って、審議会全体としての市長への答申案を取りまとめる作業を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 以上で、第3回目の札幌市環境影響評価審議会部会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上